

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年10月28日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「支出回議関係書類ら全て。現時点で不正と思われる書類（調査チームがピックアップしたもの）に限定する。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「会計課会計検査班が実施した国庫補助事業事務費内部調査において経理上不適正と判断した支出負担行為決議書及び支出命令書（添付された証拠書類を含む）」を特定した上で、当該文書については条例第7条第5号及び第6号に該当することを理由として非開示とする公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年11月2日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成21年11月20日付けで、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成22年3月25日、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消して請求した公文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
会検結果は国民の前に明らかに報告されるものであること、その詳細を公にしたことにより県民に混乱を生じさせる等のおそれは机上のもので、県民としては詳細な不

正経営の実態を知ることによって、県税金の適切な執行監視ができる。

「おそれ」が存在するのは分かるが、県（公務員）は、「おそれ」が存在していたかどうかを調査がすべて完了するまで持続していたかどうかよく内容を検討されたのでしょうか。一般抽象論で非（不）開示理由を述べておられ、知る権利との均衡を失念しているのではないのでしょうか。よく分かるよう説明してほしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求が行われた時点では、会計課において実施した検査内容について該当部署に示し、確認作業を実施していたところであり、該当情報は、条例第7条第5号に規定する県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当し、開示請求の時点で検査に関する情報を公にした場合には、経理上の適・不適の判断に際して、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあった。

また、該当情報は条例第7条第6号に規定する県の機関が行う事務に関する情報にも該当し、確認作業中に書類を公にした場合は、該当者及び関係者において、会計課が提供を受ける資料（業者台帳等）の改ざん等、不当な行為を容易にし、指摘すべき事項の発見を困難にするおそれがあった。

このため、会計課が実施した検査状況の分かる文書の情報については、条例第7条第5号及び6号に規定する非開示情報に該当すると判断したものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、会計課会計検査班が実施した国庫補助事業事務費内部調査において経理上不適正と判断した支出負担行為決議書及び支出命令書（添付された証拠書類を含む。）である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項について

(1) 条例第7条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）

条例第7条第5号は「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを規定している。

(2) 条例第7条第6号（行政執行情報）

条例第7条第6号は、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定め、同

号イにおいて、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を挙げている。

3 本件対象公文書の非開示条項該当性の具体的検討について

(1) 条例第7条第6号の該当性について

実施機関は、開示請求が行われた時点では、会計課において実施した検査内容について該当部署に示し、確認作業を実施していたところであり、開示請求の時点で検査に関する情報を公にした場合には、経理上の適・不適の判断に際して、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、該当情報は、条例第7条第5号に規定する県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報に該当し、また、確認作業中に書類を公にした場合は、該当者及び関係者において、会計課が提供を受ける資料（業者台帳等）の改ざん等、不当な行為を容易にし、指摘すべき事項の発見を困難にするおそれがあるため、該当情報は条例第7条第6号に規定する県の機関が行う事務に関する情報にも該当すると説明する。

会計課の実施する検査は、一回の検査の実施により完結し直ちにその結果が公表されるものではなく、実施機関内部における所定の周到かつ慎重な審理・判断過程を経た上で最終的にその取扱いが決定されるものである。本件対象公文書は当時行われていた県の国庫補助事業事務費内部調査の対象となった公文書であり、これらを見れば会計課がどのような文書に着目して調査を行っているかが分かり、会計課の検査手法を推測することが可能となる。したがって、検査結果の最終決定前に本件対象公文書が公にされた場合には、検査対象や検査手法が受検側の知るところとなり、検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じると認められる。

よって、本件対象公文書に記載してある情報は、県の機関が行う会計検査事務に関する情報であって、公にすることにより、条例第7条第6号イに掲げるおそれがある非開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、条例第7条第5号の該当性についても説明するが、上記(1)のとおり非開示とすることが相当であると判断することができるから、条例第7条第5号の該当性について判断するまでもない。

4 結論

以上により、実施機関が公文書非開示決定をした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年3月25日	実施機関から諮問を受けた。
平成22年5月13日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成22年6月22日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年3月17日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成23年4月20日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月1日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年6月22日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	